

平成25年度第1回幕別町学校給食センター運営委員会 議事録

日 時 平成25年7月18日(木) 午前11時00分～午前11時45分

場 所 幕別町教育委員会 会議室

出席者 委員

小西一寿、庄司克哉、林 久代、石割章浩、牧田真一、伊藤佳織、
古谷理江、グリーンハウ美希、中野由美子、大沼昌利、千葉 美由紀
教育委員会

飯田教育長、羽磨教育部長、坂口学校給食センター所長、古山業務係長、
大丘栄養職員、櫻田栄養職員

[委嘱状交付]

所長（坂口惣一郎） 開会に先立ちまして、このたび教職員の人事異動および、学校のPTAの役員改選によりまして、運営委員に2名の欠員が生じたので、新たに任命いたします2名の方に、委嘱状を交付いたします。

（教育長より委嘱状交付）

[教育長あいさつ]

所長（坂口惣一郎） 次に、開会前の時間をいただきまして、飯田教育長よりご挨拶をさせていただきます。

教育長（飯田晴義） 皆さんこんにちは。ご苦労さまでございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。まずは、皆様方には、日ごろから本町の教育行政推進はもとより、それぞれのお立場、それぞれの地域におきましてご尽力、ご支援を賜っていることに対しまして、お礼を申し上げたいと思います。本町の学校給食センター、幕別、忠類、2箇所ありますけれども、学校給食センターにつきましては、小中学校14校をはじめ、へき地保育所6箇所、更には公私二つの幼稚園に給食を提供してまいりました。更には本年4月から中札内高等養護学校幕別分校が幕別高等学校に併設されまして、そこに対しましても給食を提供して、それらを合計しますと毎日3,250食程度の給食を提供しているという実態にあります。近年、食育の推進というのが叫ばれています。食育といいましても幅広いわけでありまして、食べるということだけではなくて、学校の中では食育に関する事項を定めておりまして、それは各教科の中で行う、あるいは総合的な学習の時間の中で行うと色々な方策があるわけでありまして、なんといいながらも給食を食べることを通じて食育を進めるということが何よりも重要でありまして、日常的に行える、あるいは実践的に行えるというふうに思っているところであります。本年4月1日から忠類地区においては、給食センターと兼務の中で栄養教諭を配置いたしております。また、幕別地区におきましても来年4月を目標に栄養教諭を配置できればなという考えでいるところであります。また、本年の新たな試みとしましては、市街地地区の小学校、札内3校、幕別1校を対象としておりますが、給食に使われた食材を生産した生産者、

具体的には農協青年部の方に学校に来ていただいて、その食材がどうやって生育して食材になったかというお話しをしていただくとともに、生産者と子供たちが一緒に食事をしながら農作物の大切さ、あるいはその苦労話などもしていただければと思っております。学校給食を取り巻く課題、アレルギーの問題であったり、放射能の問題であったり、あるいは食材が非常に高騰しております。そういったことへの対応だとか様々なことがあるわけでありまして、教育委員会といたしましては、安全でおいしい、しかもなるべく低価格で給食を提供してまいりたいと思っておりますので、運営委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして一言挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

所長（坂口惣一郎） 教育長につきましては、この後ほかの公務がありますので、この場を退席させていただきます。それでは以後の議事につきましては庄司委員長より進めさせていただきます。

（教育長退場）

[開会あいさつ]

庄司委員長 ただいまより、平成 25 年度第 1 回幕別町学校給食センター運営委員会を開催いたします。先ほど、教育長もお話しされていましたが、安心して安い、しかもおいしい給食を提供するための皆様方のご意見等、忌憚のないご意見をいただければと思います。それではこれ以後、座って進めていきます。

[副委員長の選出について]

庄司委員長 それでは、2 番目の「副委員長の選出について」を議題といたします。当運営委員会の副委員長は、忠類中学校の佐野校長先生が選任されておりましたが、本年 4 月 1 日の人事異動により転出されましたことから、現在欠員となっております。選出に当たりましては、当運営委員会の委員の中から互選により選出するとなっております。どのような方法で選出したらよいか、皆様にお諮りしたいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。

小西委員 推薦させていただいてよろしいでしょうか。忠類中学校の石割校長先生に、副委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

庄司委員長 ただいま小西委員から、忠類中学校の石割校長先生に副委員長を推薦したいという、ご発言がありました。皆様いかがでしょうか。よろしければ、拍手で確認をいたしたいと思っております。

（拍手あり）

庄司委員長 ありがとうございます。石割校長先生よろしく申し上げます。

[幕別町学校給食センターについて]

庄司委員長 それでは、3 番目の議事に入ります。議事の 1 番目「幕別町学校給食センターについて」です。説明をお願いします。

所長（坂口惣一郎）

(議案により説明)

庄司委員長 幕別町学校給食センターの概要について説明がありましたけれども、これについて何かありますでしょうか。

(「なし」の声)

[栄養教諭の配置に対する考え方と食育の推進について]

庄司委員長 次に2番目の「栄養教諭の配置に対する考え方と食育の推進について」です。説明をお願いします。

所長(坂口惣一郎) 栄養教諭の配置に対する考え方と食育の推進についてです。学校給食法では、学校における食育の推進が明確に位置づけられ、食育の推進について、栄養教諭が中心的な役割を担うことが明示されており、栄養教諭は、学校に在籍しながら、給食の栄養管理、衛生管理などを行うとともに、学校における食育を中心に推進するものであります。本町の栄養教諭の配置につきましては、今年度から新たに忠類学校給食センターの栄養職員を栄養教諭として任用替えを行うことで、忠類小学校に配置したところであります。これによりまして、忠類地域の小中学校における食育の一層の推進に努めていくことといたしました。なお、幕別地域の小中学校への栄養教諭の配置につきましては、学校と給食センターの兼任となりますことから、体制のあり方を含め配置に向けて検討している状況となっております。なお、資料につきましては、十勝管内各市町村の「栄養教諭の配置状況」となっており、現在、栄養教諭を配置している市町村が、音更町など12市町村で、配置していない町村が、上士幌町など6町村となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

庄司委員長 栄養職員の学校配置について説明がありましたけれども、これについてご質問ありますでしょうか。配置に向けて検討しているということですが、どのような形になるか具体的にはまだ決まっていらないでしょうか。

教育部長(羽磨知成) 先ほど教育長からお話しがありましたように、できれば来年ということですが、前提条件として所長からもお話しがあったようにセンターの調理も兼ねてということがありますので、調理が支障なくできる体制をまず作るということが前提になってまいりますので、そのへんのところが整備できるかが課題になってまいります。

庄司委員長 この件に関わってご質問等ありませんね。

(「なし」の声)

[学校給食のアレルギー対策について]

庄司委員長 次に、議事の3番目「学校給食のアレルギー対策について」です。説明をお願いします。

所長（坂口惣一郎） 学校給食のアレルギー対策についてです。給食センターにおける対応といたしましては、代替食や除去食などの提供が考えられますが、本町におきましては、現在、5人の児童生徒に対し、牛乳の代替として豆乳を提供しているところ状況です。また、学校に対しまして、事前に給食の食材内容を通知し、これをもとに学校では対象児童生徒がアレルゲンを含む食材を食べることのないよう対応していただいています。その中でも、全く給食を食べられない児童生徒につきましては、家庭の理解をいただきまして、お弁当を持参していただいております。現在5人の児童が対象となっているところであります。アレルギーへの対応策として、代替食や除去食を提供することにつきましては、独立した調理場の設置や専用の調理器具等の調達、また専任の調理員の確保などの課題も非常に多いということから、現在の給食センターの施設形態では対応が難しい状況となっております。このようなことから、今後も保護者、学校との連携を図る中で、アレルギー症状の発症の予防に努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

庄司委員長 学校給食のアレルギー対策について、何かご質問等ありますでしょうか。

（「なし」の声）

〔給食食材の放射能測定について〕

庄司委員長 次に、議事の4番目「給食食材の放射能測定について」です。説明をお願いします。

所長（坂口惣一郎） 給食食材の放射能測定についてです。国または北海道が行う食品の放射性物質検査は、福島県など検査対象地域に指定されている17都県を中心に、現在も継続して実施されております。それらの検査結果をみましても、市場に流通している農畜水産物におきましては、放射性物質検査をクリアしており、その安全性は十分に確保されているものと判断しているところであります。しかしながら、万が一、基準値を超える農畜水産物が混入する可能性も完全には否定することができませんので、本町におきましては更なる安全策といたしまして、地元道内産・十勝産を最優先に使用してございまして、地元産が調達できない場合につきましては、東北・関東地方以外の産地を指定して、給食に使用してまいりたいと考えております。資料につきましては、「十勝管内における放射能検査の実施状況」となっておりまして、現在、実施している市町村が士幌町など7市町村で、実施していない町村が12町村となっております。なお、帯広市の検査方法は、17都県全てを対象に喫食前に検査結果を判定していますが、実施している他の町村につきましては、月に1～2回の抽出検査であったり、喫食後の検査結果の判定だったり、課題のある状況となっております。以上です。

庄司委員長 放射能測定に関わって説明がありましたけれども、この点に関わって質問等ありますか。

（「なし」の声）

[給食食材の価格の動向について]

庄司委員長 次に、「給食食材の価格の動向について」です。説明をお願いします。

所長（坂口惣一郎） 7ページになります。給食食材の価格の高騰につきましては、先ほど教育長の挨拶の中でもお話しがりましたが、詳細につきましてご説明申し上げます。まず①番の年度別の給食費の内訳ということになっております。幕別と忠類に分けて、幕別のほうを見ていただきたいんですが、先ほど前段説明した主食、牛乳、副食ということで内訳になっております。平成23年度からの価格の推移ということになっております。主食についても若干上がってきております。米の価格とか小麦の原料が影響しているものと思います。また、牛乳につきましても、毎年、若干ですが上がってきている状況です。そのようなことから、主食、牛乳が上がることによりまして、副食で調整せざるを得ない。ただ、全体のカロリー量とか量が減るとかいうことはありませんで、献立の中で工夫したりしている状況です。2番目は、米、パン、牛乳は説明した通り24年度から25年度、上昇をしているデータを示しています。その下、麺につきましては変動ありません。肉につきましては、主に牛、豚、鶏という種類の肉を購入しているわけなんですけれども、若干上がってきている状況にあります。8ページご覧ください。野菜の価格の変動になっております。野菜につきましては、その年、その時期によって非常に価格の変動が大きくて、過去3年間の主な品目の平均を出したところ、5.1%上昇しているところで、若干上がってきている状況です。下の欄については、調味料、その他の食材ということで主なものです。これらについては、平均すると1.3%下がっているような形になっておりますが、この調味料等につきましても、その年によって変動があります。その他、給食の食材としましては、ほぼ毎日利用しているもので冷凍食品、加工食品を使っているわけなんですけれども、例えばコロッケとかフライとかハンバーグとか、これらについては冷凍食品で対応しているわけなんですけれども、これらについては、毎年価格が上昇しているという形になっております。そのようなことから、原材料の価格の高騰、また来年以降見込まれる消費税率の引上げなど、このへんにつきましては、町としての考えもありますが、今後、運営委員の皆様にご協議いただく機会もあると思いますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

庄司委員長 給食食材の価格の高騰、詳しく説明がありましたけれども、これに関わって質問等ありませんか。

（「なし」の声）

[学校給費の賦課・徴収について]

庄司委員長 次、6番目になりますが「学校給食費の賦課・徴収について」です。説明をお願いします。

所長（坂口惣一郎） 学校給食費の賦課・徴収についてであります。9ページになり

ます。まず徴収率、平成 22 年度からの推移を記載しています。平成 24 年度の現年度で 96.46%、過年度分が 5.08%、この 2 年間みましても若干下がっている状況です。次の年度別の賦課調定額及び収入済額です。調定額というのが給食費を掛けた金額、それに対する収入額、それと未納額。その収納率を出しています。次に平成 24 年度分滞納者数です。現年度ですが 133 世帯の滞納者がおります。児童生徒数で 177 人です。不能欠損額についてです。平成 24 年度が 135,924 円、不能欠損につきましても、主な理由が生活困窮ですが、滞納者について資力がなく納付が困難だと判断したものに対して、最終手段として不能欠損という処理をしております。次に徴収方法です。給食費につきましても、5 月から 3 月までの 11 期の各納期終了後に現年、過年を合わせて督促状を發布しております。現年度につきましても、3 ヶ月に一度程度ですが対象者に電話で催告をしております。過年度分につきましても、滞納世帯への臨戸徴収、訪問し滞納者の状況を聞きながら徴収を促すという方法をとっております。次に口座振替件数ですが、平成 25 年度は、年度当初ですと 1,973 件、68.06%となっておりますが、右側のほうに実質となっております。就学援助につきましても町のほうで助成されるということで、その分を除きますと実質 80.4%、8 割の方が口座振替を利用しているということになっております。口座振替につきましても、推進ということで毎年 4 月、全学校に口座振替の推進の文書を出しております。以上です。

庄司委員長 学校給食費の賦課・徴収についてでありますけれども、これに関わって何かありませんか。

庄司委員長 現年度、過年度となっておりますね。現年度、平成 24 年度の未納額が 501 万円あったと。その下の 1,181 万円というのはこれまでの合計金額ですか。

所長（坂口惣一郎） そうです。23 年度以前のを足した形になります。

庄司委員長 平成 23 年度が 855 万円ですね。なんぼふえているかということだいたい 303 万円ぐらい。未納額が 23 年度は 400 万円。これは上のほうに加算されてくるという形に。

所長（坂口惣一郎） 加算される分と先ほど言った不能欠損で落とす分があり、未納額そのままだが加算される形にはなりません。

庄司委員長 徴収方法の電話督促だとか臨戸徴収だとか、これはセンターのほうで。

所長（坂口惣一郎） センターの事務職員がやります。

庄司委員長 どの町村も未納者について困っているという話を聞きますけれども、幕別町も変わらないのかなと大変深刻な問題だと思っております。他の皆さんなら何かありますか。

大沼委員 不能欠損の 24 年度、3 名 6 件で 135,924 円になるんですけども、3 名だけですよね。生活困窮者は納入しなくてもいいとはならないですよ。生活困窮者ということは生活保護ということですよ。

所長（坂口惣一郎） 不能欠損の 3 名なんですけれども、不能欠損するには、滞納者の生活実態とかを調査したうえでの処理であります。生活保護につきましても、生活保護の保護費の中で計算されているので、その中で納めていただくという形です。

就学援助の方は町で助成するとなります。

大沼委員 私言いたいのは、生活保護は生活保護で学校給食とは関係ございませんでしよ。縦割りの話しでしよ。そういうことじゃなく横の連携が必要でないかなと思うんです。

所長（坂口惣一郎） 給食費だけではなく、税金とか使用料とかの徴収のことでしょうか。

大沼委員 はい。端的に言えばそういうことですよね。税金払えば学校給食費払えなかった。それはおかしい話しであってさ、人間食べなかったら生活できないですよ。それは役場のほうでなんと解釈するか、それが教育委員会でどう解釈するか。

所長（坂口惣一郎） 例えば町の町税、使用料、あと色んな料金、給食費も含めて、町では滞納対策会議というのがありまして、その中で全体の滞納者の実態調査とか状況も把握しながら、そういうもので横の連携を取りながらやってはありますが、ただ税金のほうを優先して払うという人が多いという実態もあります。

大沼委員 それが世の中そうなっているからといえればそれまでなんですけれども、それを変えてくのが、国で変えれっていったって変えられませんよ。地方から変えていくような極端な話し。それがどうなっているのかなと思ったしだいです。

所長（坂口惣一郎） 今、話した通りですが、滞納者については、税金だけでなく料金など均等に納めてもらうよう、理解をいただきながら進めているところです。

大沼委員 父兄の方だってそうだと思うんです。車がガソリン入れないで走りますか。子供たちだって生きてるんだから大きくなるには食べなきゃいかんでしよ。学校に出すのに親がね、はい学校に行ってきたさい。朝起きて支度して顔洗ってそら行け、そんなことあり得ないと思うんです。親がどう考えているかということ、突き詰めていったらそうなるんですけれども、支払できないような親御さんは、どのような生活しているかわかりませんが、そういうこと考えたらまことに摩訶不思議な現象がでているなと思っております。

所長（坂口惣一郎） そのへんのところ、給食費を納めなければならないということを理解してもらいながら、進めていかなければならないと思っております。

大沼委員 よく今テレビに出ます。雀なんか口空けて待っているわけですよ。まず運んできたなら子供に食べさす。そういうことを考えたらあり得ないと思うんですけれども、現実にはそうじゃない。数字になって表れているんだから間違いのない事実なんですよ。

千葉委員 先ほどセンター長さんが電話督促だとか、センターのほうでやっているんですか。就学援助の現場で、役場のほうと連携を取っていると先ほどおっしゃってましたが、1年目だとか小学校にしろ中学校にしろ、例えば滞納しているところに就学援助ということをやちゃんとわかっているのかとか、そういう連携とればもっと、就学援助のほうもちゃん調べて困難であれば。家によって申し込まないということも聞いているので、それを払わないということで、町と負担とか給食センターの負担が大きくなるのであれば進めたらっていうのも、ちょっとおかしいですけども、そういうのもどうなのかなと思ったんですけど。

教育部長(羽磨知成) 端的に言えば私たち他人の懐を見るわけにはいかないのです。

千葉委員 でも結局、センターのほうで督促の電話を掛けたりするというのも大変なことだと思うので。

教育部長(羽磨知成) それは仕事上仕方がないことであって、先ほど大沼委員の言われたとおり、税も使用料を滞納されている方、ほとんど給食費を滞納されていることでもありますので、そのへんのところは、税の徴収を向かう者に給食費の徴収もお願いしているところではありますが、例えば分割等が入ってきた場合には、最もためているところに振り分けるという現実には確かにあります。あと就学援助については、認定している教育委員会事務局と給食センターのほうで連携を取ってちゃんとやっているところでもあります。

庄司委員長 色々と連携の方法、徴収の方法等が出ました。学校のほう、委員会のほうも食育に関わって一生懸命ご協力をいただいて、それに従って学校のほうでも行うということになっております。そういう中で子供ばかりでなくて保護者への啓蒙というものも必要ではないかなと考えます。この点に関わって他にありますか。

(「なし」の声)

[その他]

庄司委員長 それでは議事のほうは全て終わったということになりますけれども、最後に「その他」ということで委員さんのほうから何か話題提供等ありませんか。

(「なし」の声)

庄司委員長 なければ以上をもちまして、第1回目の幕別給食センター運営委員会の会議を閉じたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。